

表示マークの交付（更新）申請を予定されている宿泊施設関係者の皆様へ

表示マーク交付（更新）申請書の添付書類が追加されました！



添付書類

- 定期調査報告書（建築基準法第12条第1項）
- **定期検査報告書（防火設備）**
（建築基準法第12条第3項）

追加

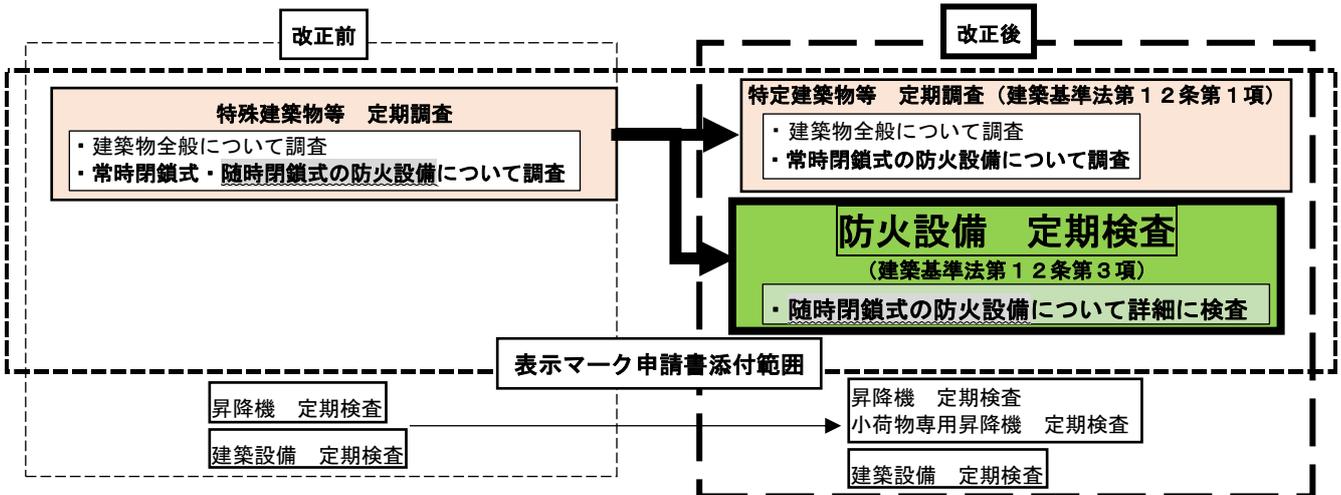
【背景】

平成25年の福岡市の診療所火災等において、随時閉鎖式の防火設備（煙感知器が煙を感知した場合等に、自動的に閉鎖する防火扉、防火シャッター等の防火設備）が正常に作動しなかったことが、多数の死者が出た要因となったこと等を受け、建築基準法第12条第3項が改正され、一定の要件に該当する建築物の所有者等は、随時閉鎖式の防火設備を定期的に検査し、特定行政庁（京都市長）に報告しなければならないこととされました。



【留意事項】

- ・ 定期検査報告の対象となる随時閉鎖式の防火設備が設置されているかについては、定期調査を実施した建築士等に相談してください。（定期検査報告の対象となる随時閉鎖式の防火設備が設置されていない場合は、定期検査報告の対象外であり、表示マーク交付(更新)申請書への定期検査報告書の添付は不要です。）
- ・ 定期検査報告の対象とならない規模の建築物(※)であっても、随時閉鎖式の防火設備が設置されている場合は、定期検査と同様の検査を実施し、結果の報告書を表示マーク交付(更新)申請書に添付してください。（この場合、京都市長への報告は不要です。）
- ・ 特定建築物等の定期調査報告書も、これまでと同様に添付してください。



※定期報告制度の詳細については、京都市都市計画局のホームページ（定期報告制度のページ）を参照してください。